

令和3年第11回吉川市農業委員会定例総会（会議録）

開催年月日	令和3年11月25日（木）
開催場所	吉川市役所202・203会議室
開議時刻	午後1時28分
閉議時刻	午後2時53分

席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
1	多々良 俊明	出席	13	名倉 定一	出席
2	浅見 明一	出席	14	山田 繁夫	出席
3	宇野 直樹	出席	15	齊藤 忠男	出席
4	岡田 早苗	出席	16	坂巻 功	出席
5	吉澤 宏	出席	17	山崎 浩幸	出席
6	馬巻 俊一	出席	18	立原 司朗	出席
7	田辺 義雅	出席	①	染谷 信行	出席
8	山口 幸一	出席	②	山口 新市	出席
9	萩原 豊子	出席	③	林 成夫	出席
10	戸張 力	出席	④	笹本 秀夫	出席
11	阿佐美 慶和	出席	⑤	戸張 茂	出席
12	辻田 満	出席	⑥	中村 敏一	出席

議事日程

第1	開会
第2	会長あいさつ及び議長就任
第3	会議録署名委員等の指名等について
第4	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について（1番～6番） 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について（1番～31番）
第5	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について（1番～3番） 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第6	(1番) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(1番~2番) 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について(1番) その他 ・諸般の報告について ・その他
第7	閉会
事務局 出席者	農業委員会事務局 森事務局長、柴山係長、中村主任

1 開会 森事務局長	<p>ただ今より、令和3年第11回吉川市農業委員会定例総会を開会いたします。委員の皆様、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず配付資料の確認をいたします。定例総会次第(両面刷)、諸般の報告、議案書、農地パトロール報告書、2022年の農業委員会手帳、となっております。</p> <p>また申し訳ありませんが、議案書の訂正がございます。議案書7ページ、報告第3号1番の土地の所在、地目、面積で一部追加及び土地の所在の筆数の計及び面積の計で訂正、議案書の地図1ページが、訂正となっております。</p> <p>不足がありましたら合図をお願いいたします。</p> <p>それでは、定例総会の開催に当たり、立原会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
2 会長あいさつ 立原会長	(あいさつ)
森事務局長	<p>立原会長ありがとうございました。</p> <p>委員会の進行につきましては、吉川市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が行うこととなっておりますので、早速ですが、立原会長をお願いいたします。</p>
立原会長	<p>それでは、次第に沿いまして議事を進めてまいります。</p> <p>進行にご協力をお願いいたします。</p>
3 会議録署名委員の指名について 立原会長	<p>次第3の会議録署名委員の指名についてでございますが、</p>

<p>次回内容調査会 の日程について 立原会長</p>	<p>私から指名させていただきます。次第の裏面の1をご覧ください。14番 山田繁夫委員、15番 齊藤忠男委員にお願いいたします。</p> <p>次に、2の次回の内容調査会の日程、場所についてでございます。日程については、12月17日金曜日午後1時から、場所については、市役所2階の203会議室で行います。</p>
<p>次回内容調査会委員の 指名について 立原会長</p>	<p>次に、3の次回の内容調査会委員の指名についてでございます。</p> <p>今回は、旭地区から4番 岡田早苗委員、三輪野江地区から11番阿佐美慶和委員、吉川地区から13番名倉定一委員にお願いいたします。</p> <p>お三方のご都合はよろしいでしょうか。</p>
<p>内容調査委員</p>	<p>(はいの声)</p>
<p>立原会長</p>	<p>繰り返します。次回の内容調査会、令和3年12月17日金曜日午後1時から吉川市役所203会議室で行います。内容調査委員につきましては、4番 岡田早苗委員、三輪野江地区から11番阿佐美慶和委員、吉川地区から13番名倉定一委員にお願いいたします。</p>
<p>次回定例総会に ついて 立原会長</p>	<p>次に、4の回りの定例総会の日程、場所についてでございます。</p> <p>日程については、12月23日木曜日午後1時30分から、場所については、市役所2階の202・203会議室にて行います。</p> <p>委員各位のご了解をお願いいたします。</p>
<p>4 報告 立原会長</p>	<p>それでは、次第4の報告に入ります。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理についてでございます。報告第1号について、事務局から説明をお願いいたします。</p>

事務局	【報告第1号1番～6番の朗読】
立原会長	事務局より報告のありました、報告第1号について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。
他委員	(なしの声)
立原会長	ご意見がないようですので、報告第1号については問題なしとさせていただきます。
立原会長	次に、報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。
事務局	【報告第2号1番～31番の朗読】
立原会長	事務局より報告のありました、報告第2号について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。 辻田委員。
辻田委員	〇〇〇〇の総面積は何㎡でしょうか。
立原会長	事務局お願いします。
事務局	すいません。総面積はさしこんでいないので申し上げられないので、後で調べて報告いたします。
辻田委員	もう一点。個々の面積、所有権移転の面積はここに資料があるのでわかるのですが、総面積という認識は農地の保全に大事だと思うのです。総面積を把握するのは事務局としてうまくやらなくてはいけないということが一つ。 所有権移転にあたって農地法第5条で総面積の上限規定はありますか。
立原会長	事務局。
事務局	今回の5条の届出の上限規定については事務局で把握していないので一回持ち帰ってお調べしてお答えしたいと思います。
事務局	市街化区域内の農地を届出で手続するという事なので、基本的にはないと思っているのですが念のため確認します。

辻田委員	今の感じだと手続さえ通っていれば農地がどのぐらいの広さでも開発できるのかと疑問に感じたので質問いたしました。
立原会長	他にありますか。 山口推進委員。
山口推進委員	研究所の具体的な業務内容を教えてください。もう一つは研究所の建屋の建坪、フロア面積、何階建てなのか教えてください。
立原会長	事務局。
事務局	建物耐震などを測ったりするような施設ですね。家を揺らす施設でなく、コンピュータを入れて計算するような研究施設と確認しています。 建屋の高さ等については手元に資料がないので後で調べて報告いたします。
立原会長	山口委員よろしいでしょうか。 建屋については次回の定例総会で報告できるようによろしくをお願いします。 他にご意見ございますか。
他委員	(なしの声)
立原会長	ご意見がないようですので、報告第2号については問題なしとさせていただきます。
立原会長	次に、報告第3号の農地改良の届出についてでございます。 1番につきまして、宇野直樹担当委員からご説明をお願いいたします。
宇野委員	【報告第3号1番の朗読】
立原会長	この件については内容調査会が実施されております。浅見明一内容調査員より内容調査会での結果の報告をお願いします。
浅見委員	令和3年11月19日に行いました報告第3号1番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。

	<p>届出人の住所・氏名は、先ほど宇野担当委員が報告したとおりです。内容調査会には、〇〇〇〇の〇〇氏が出席されました。</p> <p>届出地については、案内図の1ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し現況が農地であることを確認しましたが、畑から田に改良する工事はすでに完了しておりました。内容については後ほど説明いたします。</p> <p>掘削をする理由といたしましては水稻作付けの効率を上げるためです。</p> <p>工事計画として、請負業者は〇〇の〇〇〇〇でございます。工事期間は令和3年9月24日から30日までの一週間でございます。</p> <p>掘削した土の搬出先は〇〇〇〇です。土質は耕作土で、土量は828 m³です。</p> <p>工事完了後の利用計画として、水稻を作付けし、耕作は〇〇氏本人が行います。</p> <p>土地改良区の意見書は畑から田への農地改良のためありません。</p> <p>農業委員会からのお願いとして、すでに改良工事が完了していたので、代理人の〇〇氏に届出人である〇〇氏へ今後誤りのないよう、施工の前に申請及び承認を順に追って進めるよう申し伝えました。また、この件につきまして、届出人より顛末書の提出がありました。内容として、届出人の認識不足だったこと、稲刈終了後すぐに作業を行いたい希望があったことがあり、申請前に工事着手してしまった事への反省文がありました。</p> <p>今後は誤りがないように進めていく旨を内容調査会で確認しました。よって前に戻りますが、現地の確認について現況が農地であること、盛土などを元に戻すことが難しいこと、施工内容として問題ないことを報告いたします。</p>
立原会長	<p>結果報告を頂きました報告第3号1番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p> <p>林推進委員。</p>
林推進委員	<p>現地を見ると一面田んぼの状況ですが、このような案件があった場合は手続があることを厳しく指導したほうが良いと思います。</p>
立原会長	<p>ご意見ということでよろしいでしょうか。</p> <p>他にご意見ありますか。</p> <p>染谷推進委員。</p>

染谷推進委員	畑を田んぼにするわけですが葛西用水路土地改良区の手続はどうなっているでしょうか。
事務局	今回の改良につきましては、もともと畑であったものを田んぼにするということで、通常の転換金は発生しないことは代理人が葛西用水路土地改良区に行って確認しております。この後、当然のことながら田んぼとして利用するという事なので用水の賦課金は発生するという事になっています。その手続についてはこの改良後に行うと聞いておりますので再度代理人に用水の賦課金について手続するように確認します。
立原会長	染谷推進委員。
染谷推進委員	言葉だけで済ますのではなく、手続が完了した状況で書類を出してもらおうようにしたほうがよいと思います。言葉だけで済ましてしまったら、許可しといて何もやらなかった場合、職員が二人しかいないのに追跡などできるのでしょうか。 手続が完了した段階で許可を出すようにするべきでないでしょうか。
立原会長	事務局。
事務局	土地改良区に確認いたします。畑から田んぼにするということはまれなことだと思いますので確認いたします。状況によって届出の受理通知については発行することもあるかもしれません。
立原会長	染谷推進委員。
染谷推進委員	法務局も地目変更していないと葛西用水路土地改良区も徴収しにくいかと思いますので、その点もあわせて確認したほうがいいです。
事務局	確認しておきます。
立原会長	その他ございますか。 では私から。
立原委員	面積的に少ないと思いますが、隣接地については届出人所有の土地なのでしょうか。
事務局	隣接地については同じ所有者なのか確認しておりません

	が、耕作者は一緒になる予定だと聞いております。
事務局	西側は所有者が違うことを確認しております。北側と東側については〇〇氏が所有しております。耕作については係長が言ったとおりなのだと思います。
立原会長	その他ございますか。
他委員	(なしの声)
立原会長	報告第3号1番については問題なしとさせていただきます。
立原会長	次に、報告第4号の2アール未満の農業用施設の届出の受理についてでございます。 1番につきまして、坂巻功担当委員から説明をお願いいたします。
坂巻委員	【報告第4号1番の朗読】
立原会長	この件については内容調査会が実施されております。齊藤忠男内容調査員より内容調査会での結果の報告をお願いします。
齊藤委員	令和3年11月19日に行いました報告第4号1番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。 届出人の住所・氏名は、先ほど坂巻担当委員が報告したとおりです。内容調査会には、代理人の〇〇〇〇の〇〇氏が出席され、届出人との関係は〇〇です。 届出地については、案内図の2ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し対象地の現況を確認しました。 対象地は農地で198㎡です。対象地の利用目的は農機具収納、収穫物のための農業用物置です。 また当地は農業振興地域内の農用地区域内ですが、令和3年4月16日に農業用施設用地に軽微変更されたことを農用地区域証明で確認しております。 なお届出人の農業経営状は、現在の耕作地が田20,379㎡、畑865㎡、合計21,244㎡です。 農業従事者については3人で農業従事日数は合計670日です。所有する農機具はトラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラック1台、草刈機2台などです。 届出受理の条件として耕作の事業を行うものが、自己の農

	<p>地の保全もしくは利用増進のための必要不可欠な施設または自己の農地をその者の農作物育成もしくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合で、その転用する農地の面積が2アール未満であるときは、農地の転用の制限の例外である農地法施行規則第29条第1号の規定があり、県知事による許可は不要となり、農業委員会への届出が必要となります。</p> <p>内容調査員からの意見として、工事中は事故などないように注意するよう申し伝えました。</p>
立原会長	結果報告を頂きました報告第4号1番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。
他委員	(なしの声)
立原会長	ご意見がないようですので、報告第4号1番については問題なしとさせていただきます。
立原会長	次に、報告第5号農地法 第18条第6項の規定による通知書の受理についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。
事務局	【報告第5号1～2番の朗読】
立原会長	事務局より報告のありました、報告第5号について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。
他委員	(なしの声)
立原会長	ご意見がないようですので、報告第5号については問題なしとさせていただきます。
5 議案審議	
立原会長	引き続き、次第5の議案審議に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可について、1番を、齊藤忠男担当委員から説明をお願いします。
齊藤委員	【議案第1号1番を朗読】
立原会長	この件については譲受人が市外居住の方なので、内容調査会を実施しています。浅見明一内容調査委員より内容調査会での結果の報告をお願いします。
浅見委員	令和3年11月19日に行いました議案1号1番の内容調

	<p>査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名は、先ほど齊藤担当委員が報告したとおりです。内容調査会には、〇〇氏が出席され、譲受人との関係は本人です。申請人である譲受人と譲渡人の関係は〇〇です。</p> <p>申請地については、案内図の3ページと4ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。</p> <p>申請理由は、規模拡大です。権利の種類については所有権移転です。</p> <p>譲受人の農家の資格については自作地が14,105㎡、借受地が6,737㎡、合計20,842㎡、今回取得する農地を含め23,065㎡となり、農地の権利を取得するための下限面積50アールは超えております。農業従事者は4人で、農業従事日数は世帯員全員で750日です。よって許可要件であります年間農業従事日数の150日を超えております。所有する農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、籾すり機などです。</p> <p>申請地までの通作距離は25kmで、車で30分です。取得後の耕作予定者は〇〇氏本人で、水稻を作付する予定です。今回取得する農地以外に吉川市内に所有している農地は1ヘクタールです。申請地の農地管理人は〇〇〇〇番地の〇〇氏です。</p> <p>以上のとおり当申請は全部効率利用要件、常時従事要件、下限面積要件及び地域との調和要件を満たしております。</p>
立原会長	結果報告を頂きました議案第1号1番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。
他委員	(なしの声)
立原会長	ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第1号1番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
立原会長	挙手全員で議案第1号1番は許可することに決定いたします。
立原会長	次に2番を、山口幸一担当委員から説明をお願いいたします。
坂巻委員	【議案第1号2番を朗読】

立原会長	この件について譲受人は市内にお住まいの方になります。直ちに議案第1号2番につきまして、ご意見を伺います。ご意見ございますか。
他委員	(なしの声)
立原会長	ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第1号2番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
立原会長	挙手全員で議案第1号2番は許可することに決定いたします。
立原会長	次に3番を宇野直樹担当委員から説明をお願いします。
宇野委員	【議案第1号3番を朗読】
立原会長	この件について譲受人は市内にお住まいの方になります。直ちに議案第1号3番につきまして、ご意見を伺います。ご意見ございますか。
他委員	(なしの声)
立原会長	ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第1号3番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
立原会長	挙手全員で議案第1号3番は許可することに決定いたします。
立原会長	次に、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」、1番を多々良俊明担当委員から説明をお願いいたします。
多々良委員	【議案第2号1番を朗読】
立原会長	この件については内容調査会が実施されております。辻田満内容調査員より内容調査会での結果の報告をお願いします。

<p>辻田委員</p>	<p>令和3年11月19日に行いました議案2号1番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名は、先ほど多々良担当委員が報告したとおりです。申請者である譲受人と譲渡人の関係は他人です。内容調査会には、〇〇の〇〇氏が出席され、譲受人との関係は〇〇です。</p> <p>申請地については、案内図の7ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。</p> <p>申請地の利用計画は住宅敷地拡張で駐車スペースとガーデニング用地です。排水計画はありません。接道については申請地の北側県道で幅員12mです。工事予定時期は、許可後すぐに着手し、令和4年3月ごろに完了を予定しています。</p> <p>資金計画として土地購入費と造成工事見積もり以上の資金があることを残高証明書にて確認しました。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地や作物等への被害防除策として、境界にブロック二段積みが行われます。</p> <p>申請地は、農業振興地域内で、農用地から平成29年5月25日に除外されています。土地改良区の意見書として、葛西用水路土地改良区の意見書が添付されています。</p> <p>当申請地は、集団的でない農地の区域で、第2種農地と判断され、以上のとおり立地基準及び一般基準を満たしております。</p>
<p>立原会長</p>	<p>結果の報告を頂きました議案第2号1番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
<p>他委員</p>	<p>(なしの声)</p>
<p>立原会長</p>	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第2号1番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。</p>
<p>他委員</p>	<p>(挙手全員)</p>
<p>立原会長</p>	<p>挙手全員ということで議案第2号1番は、許可相当とすることに決定いたします。</p>
<p>立原会長</p>	<p>次に、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、1番について林推進委員より説明をお願いいたします。</p>
<p>林推進委員</p>	<p>【議案第3号1番を朗読】</p>

立原会長	報告を頂きました議案第3号1番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。
他委員	(なしの声)
立原会長	ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第3号1番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
立原会長	挙手全員ということで議案第3号1番の農地利用集積計画を決定いたします。
立原会長	次に、2番について林推進委員より説明をお願いいたします。
林推進委員	【議案第3号2番を朗読】
立原会長	報告を頂きました議案第3号2番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。
他委員	(なしの声)
立原会長	ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第3号2番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
立原会長	挙手全員ということで議案第3号2番の農地利用集積計画を決定いたします。
立原会長	次に、議案第4号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いでございます。1番を辻田満担当委員から説明をお願いいたします。
辻田委員	【議案第4号1番を朗読】
立原会長	この件について事務局より説明をお願いします。
事務局	この議案につきましては、生産緑地法第10条第2項に基づき、生産緑地に係る主たる従事者が死亡又は農業に従事することが不可能になったことにより、当該市町村長に対して生産緑地の買い取り申し出に添付する書類として、農業委員

	<p>会が証明書を発行することになっております。</p> <p>今回、主たる従事者の方が農業に従事することが不可能となり、主たる従事者の申し出による証明書の発行となっております。なお、議案に記載されております生産緑地は、主たる従事者が身体的故障をするまで、その人が所有しており、営農についても農地台帳より確認をしております。</p>
立原会長	<p>報告を頂きました議案第4号1番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p> <p>馬巻委員。</p>
馬巻委員	<p>議案第4号の1番ですが、生産緑地の土地の所在がどちらも〇〇〇〇になっているのですが、これは間違っているのでは訂正でしょうか。</p>
立原会長	<p>事務局で訂正ありますか。</p>
事務局	<p>申し訳ありません。〇〇〇〇が二つになっておりますが、217㎡のほうは〇〇〇〇番地になります。すいません、訂正をよろしくお願いします。</p>
立原会長	<p>馬巻委員よろしいでしょうか。</p> <p>その他ありますか。</p> <p>染谷推進委員。</p>
染谷推進委員	<p>案内図をみると出入り口の部分が入っておりますが、出入り口も含まれているのでしょうか。出入り口を除いて指定されると思うのですが、どうでしょうか。</p>
立原会長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>染谷委員から指摘のありました出入り口の部分ですが、〇〇〇〇に含まれるということになっております。</p>
立原委員	<p>そうするとこの街道は農地を通っているということでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>敷地の構成図をみましても街道は農地を通っているということになっています。</p> <p>今回こちらで出しますものは主たる従事者の証明ということで、主たる従事者がこの農地について耕作していたかどうかの証明書になります。</p> <p>この部分が生産緑地から解除するかの判断につきまして</p>

	<p>は、当該市町村長ということで道路公園課のほうでそこが生産緑地だったかどうかを判断することになりますので、一応証明書を出すことについては問題はないかと思いますが、この後、吉川市で生産緑地を解除することについてはちょっとどうなるか分からないのですが、この証明書を発布することについては問題ないということで大丈夫だと思います。</p>
立原会長	多々良委員
多々良委員	<p>〇〇さんの利用地については生産緑地の指定の前から出入り口になっていたと思うんですね。従って生産緑地に指定する時は出入り口になっている状況で指定したのですから当然同じように認めてあげないとおかしくなってしまうと思います。</p>
立原会長	<p>参考意見として。 その他ご意見ございますか。</p>
他委員	(なしの声)
立原会長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第4号1番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。</p>
他委員	(挙手全員)
立原会長	<p>挙手全員ということで議案第4号1番は許可相当とすることに決定いたします。</p>
立原会長	<p>以上で議案審議を終了いたします。議事の進行にご協力いただきありがとうございました。</p>
6 その他 立原会長	<p>次第6のその他に移ります。諸般の報告について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	(諸般の報告の朗読)
立原会長	<p>農地等利用最適化推進施策等に関する意見書について山崎会長職務代理から説明をお願いいたします。</p>
山崎会長職務代理	(農地等利用最適化推進施策等に関する意見書の説明)

立原会長	続きまして事務局から発言ありますでしょうか。
事務局	4点の連絡事項がございます。
事務局	1点目は、第10回定例総会での山口推進委員からの質問に対する回答です。
事務局	【山口推進委員の質問に対する回答】
事務局	2点目は相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認についてです。今年度もお願いしておりますが、相続税の納税猶予が外れる農地について、営農状況の確認をしていただくものです。今回対象となる農地の各地区の担当委員の皆さんに現地の確認をお願いいたします。今回担当となっているのは、山崎会長代理、岡田委員、馬巻委員、阿佐美慶和委員、戸張力委員、名倉委員、坂巻委員、染谷推進委員、山口新市推進委員、林推進委員、戸張茂推進委員、中村推進委員となっております。今回の案件は、来年の1月の総会にかける予定になっておりますので、それまでに確認をお願いいたします。
事務局	3点目は、農業委員会手帳です。皆様のお手元に2022年版の農業委員会手帳を配付しておりますので、ご活用お願いいたします。
事務局	4点目の農委だより編集委員会についてです。 定例総会終了後、この202・203会議室で行いますので委員の方はご出席よろしくお願いいたします。 なおメンバーは、吉澤委員、馬巻委員、萩原委員、阿佐美慶和委員、辻田委員、齊藤委員、山口新市推進委員、戸張茂推進委員、立原会長、山崎会長職務代理となっております。
立原会長	その他、事務局、またはご出席の委員からご発言はありますか。
他委員	(なしの声)
立原会長	ご発言がないようですので、これで議長の任を解かせていただきます。 それでは、進行を事務局にお渡しいたします。
森事務局長	立原会長、ありがとうございました。 また、委員の皆様、長時間にわたり、ご審議大変お疲れさ

<p>7 閉会 山崎会長職務代理</p> <p>森事務局長</p>	<p>までした。 それではこれにて閉会いたしますが、閉会にあたりまして、山崎会長職務代理よりごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(あいさつ)</p> <p>皆様、大変お疲れ様でした。 以上をもちまして、令和3年第11回吉川市農業委員会定例総会を閉会します。 議案書、活動記録、農地パトロール報告書を回収に伺いますので、お手元のクリアファイルに入れて、机の上に置いてください。 ご協力をお願いいたします。</p> <p>閉会 午後2時53分</p>
<p>上記、会議の顛末に相違ない事を証明するため署名する。 令和 年 月 日</p>	<p>会 長</p> <p>署名委員</p> <p>署名委員</p>